

移動等円滑化取組計画書

2022年6月30日

住 所 大阪市西区九条南1丁目12番62号
事業者名 大阪シティバス株式会社
代表者名 代表取締役社長 木田 俊郎

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

① 旅客施設

港通りの停留所（3か所）については、中扉位置に階段が設置されており、車いす利用者が降車する際、階段から転落される恐れがあることから、安心してご利用いただくための対策を講じる。

② 車両

当社が管理する乗合バス車両562両中、大規模商業施設（IKEA 鶴浜）連絡便の1両及び適用除外車両（高速路線用など）2両並びに区域乗合用のオンデマンドバス12両を除き、すべてノンステップバス（導入率97.7%）となっている。

今後、車両更新の際は可能な限りノンステップバスを採用する。（オンデマンドバスを除く）

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項

高齢者や障がい者等への声かけ、誘導案内等人的支援ができるよう、全運転士の民間資格（サービス介助士）取得に努めてきた。2022年度以降の新規採用者にも同様に取得させる。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車いす転落防止用安全柵	当該停留所において、車いす利用者が安心してご利用いただけるよう転落防止のための安全柵を2022年度中に設置する。
ノンステップバス	車両更新の際は可能な限りノンステップバスを採用する。

リフト付き又はエレベーター付きバス	ハイデッカー車両の新規導入、車両更新の際は導入を検討する。
-------------------	-------------------------------

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
省令で定める基準の遵守	旅客施設及び車両等について、公共交通移動等円滑化基準に適合させ、主務省令で定める基準を遵守するよう努める。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
運転士マニュアル及び基本運転基準を活用した教育	配布した運転士マニュアル及び基本運転基準を活用し、高齢者や障がい者（車いすご利用のお客さまなど）が乗降される際の介助や車いすの固定方法等について指導している。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内における情報提供の拡充	車両更新に合わせ、車内の行先表示器をフルカラー化し、視認性の向上を図る。（オンデマンドバスを除く）

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
安心・安全研修の実施	毎年実施している「安全・安心研修」により、高齢者や障がい者の乗降時の安全確保に必要なお声かけなどの教育の実施をしている。
障がい者等の接遇に関する民間資格の取得促進	民間資格（サービス介助士）取得に係る経費を会社が負担し、全運転士の資格取得に努めてきた。2022 年度以降の新規採用者にも同様に取得させる。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内周知	<ul style="list-style-type: none">・ ベビーカー固定方法や優先座席案内のステッカーをバス車内に貼付・ 座席譲りに関する車内放送の実施

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
車いす転落防止用安全柵	2021年度設置→2022年度設置	新型コロナ感染拡大の影響による計画の見直し

V 計画書の公表方法

ホームページで公表

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。